

受付日以降有効

時間外労働休日協定届に關する



-5.4.24

1/2

受付日以降有効

### 時間外労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

目次

が定めた当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数を代表する者）の場上に認証した当事者である労働組合が事業場の全ての労働基準法第1章の労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第1章の労働者の意向に基づき選出されたものでないことを明記する。

卷之三

職名 一般職 氏名 桃井理子 )  
を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□ (チェックボックスに要チェック)  
等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、選手等の方法による手続により選出された者で

使用者 横山康人 氏名 代表取締役 職名

廣島中央勞働基準監督署長殿